

第5期障害者計画・障害福祉計画 基本理念（案）

1. 基本理念（案）

事務局案1

障がいのある人もない人も、 ともに暮らすまち～あいとぴあ狛江～

- 狛江市第4期障害者計画・障害福祉計画
- 第3次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）【基本理念】
- 狛江市第3次基本構想 【まちの姿を構成する要素】
- 『「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部』の「地域共生社会」→ともに暮らす

◆事務局案1に対する障がい小委員会での意見

- ・「障がい」を取ってしまうと、地域福祉計画の基本理念に似てしまう。
- ・「あいとぴあ狛江」と「ともに暮らす」は残した方が良い。
- ・権利擁護の話も含めて障がいの計画だから、「障がい」と入れた方が良いのも分かるし、市民に広く知っていただいてともに暮らしていくということで、「障がい」を入れない方が良いというのも分かる。

事務局案2

障がいがあっても、安心して暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～

『障害福祉計画及び障児福祉計画に係る基本指針』

- (1) 地域における生活の維持及び継続の推進
 - ・地域生活支援拠点等の整備、基幹相談支援センターの有効活用・設置促進
 - (2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる
 - (3) 就労定着に向けた支援
 - ・事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）創設、職場定着率を成果目標に
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援提供体制の構築
 - (5) 「地域共生社会の実現」に向けた取組
 - ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みづくり
 - ・住民団体などによるインフォーマル活動への支援等
 - (6) 発達障害者支援の一層の充実
 - ・発達障害者支援地域協議会設置、可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む
- 【その他】
 障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待防止、養護者に対する支援、難病患者への周知、意思決定支援及び成年後見制度の利用促進、利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実、情報公表制度による質の向上、障害福祉人材の確保

出典：平成29年1月6日、社会保障審議会障害者部会（第83回）

『資料2-1障害福祉計画及び障児福祉計画に係る基本指針の見直し』から抜粋

◆事務局案2に対する障がい小委員会での意見

- ・「続けられる」というような継続性のある言葉が良い。

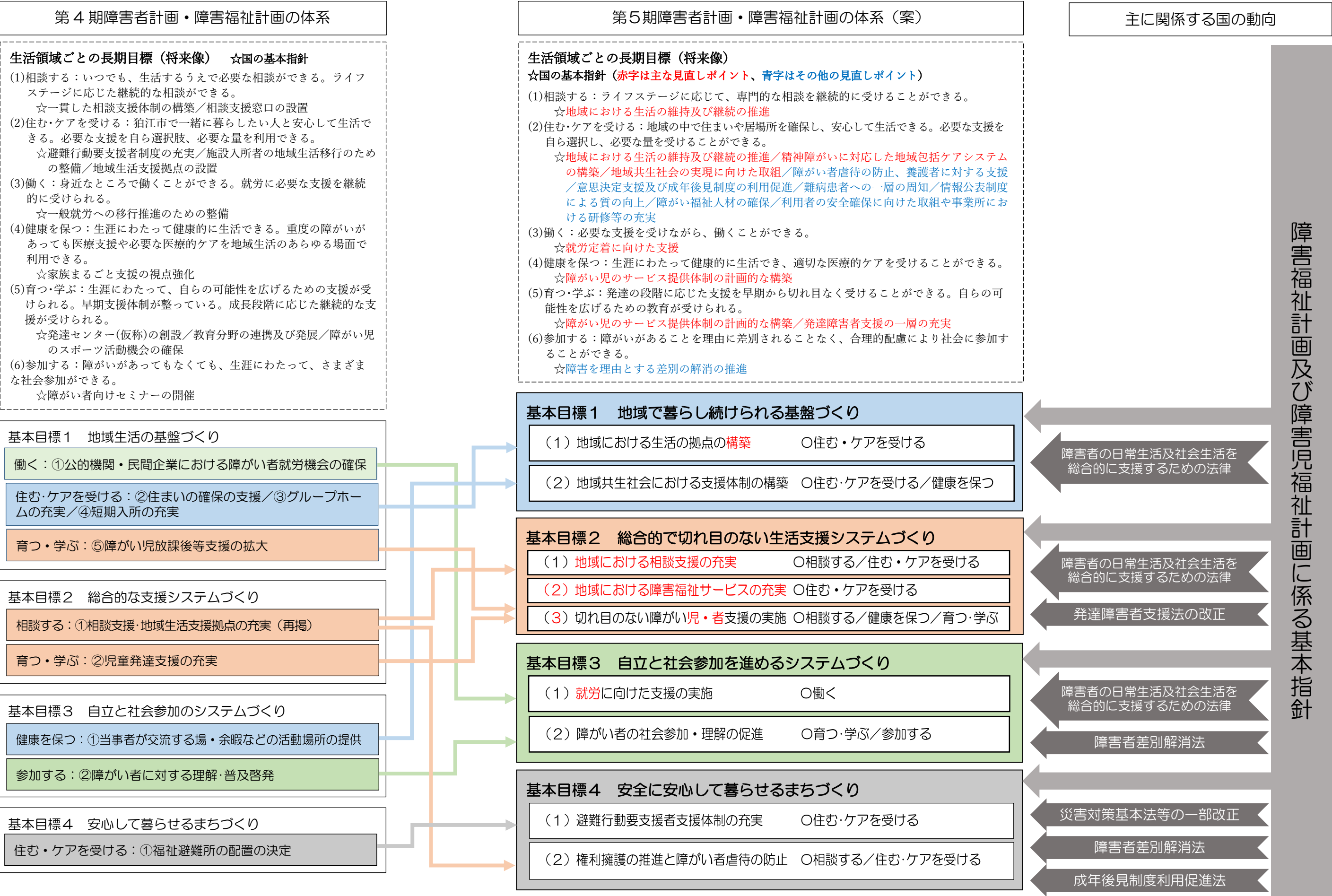
事務局案3

障がいのある人もない人も、 ともに暮らし続けられるまち～あいとぴあ狛江～

事務局案1

事務局案2

2. 基本目標と体系（案）



障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針